

平成19年11月1日

駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設
及び再編関連特定周辺市町村の指定について

このことについて、北関東防衛局から下記のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

記

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき以下のとおり、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する。

- 1 指定告示：平成19年10月31日 防衛省告示
（同日付官報に掲載）
- 2 指定内容

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
車力通信所	つがる市
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町
キャンプ座間	相模原市
横須賀海軍施設	横須賀市
岩国飛行場	大竹市、周防大島町、和木町
キャンプ・シュワブ	
キャンプ・ハンセン	
那覇港湾施設代替施設	浦添市
千歳飛行場	苫小牧市、千歳市
三沢飛行場	三沢市、東北町
百里飛行場	かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町
小松飛行場	小松市、加賀市、能美市、川北町
築城飛行場	行橋市、みやこ町、築上町
新田原飛行場	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町

注：防衛施設及び市町村については、今後追加で指定される場合がある。

